

## 事業所等で新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について

～従業員が感染したら/濃厚接触者になったら～

事業所等で、従業員が新型コロナウイルスに感染した場合の一般的な流れを記載しましたので参考にしてください。（実際には個々の状況に応じて対応することになります。）

### 1. 感染者発生後の流れ

#### (1) 医療機関が保健所へ『発生届』を提出

医師は感染した従業員に診断名を告げ、保健所から調査がある旨を説明します。

#### (2) 保健所が感染した従業員から聞き取り調査

感染した従業員から、症状経過の聞き取り、流行地域やクラスター発生場所への立ち入りの確認、人に感染させる可能性がある期間の行動調査などを行います。

保健所が、事業所内で感染拡大の恐れがあると判断した場合、感染した従業員から了解を得た上で、職場の管理者や衛生担当者に連絡します。

#### (3) 保健所が事業所に電話調査（必要時立ち入り調査）

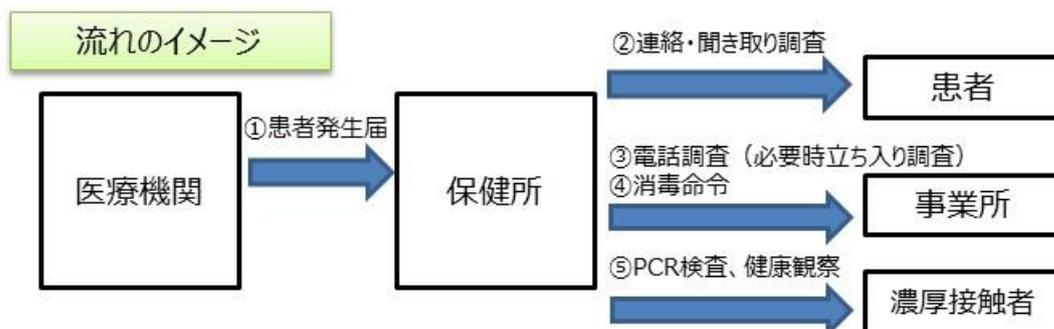
調査内容は、感染した従業員の勤務状況、最終出勤日、行動履歴、フロアの状況、座席の配置、換気状況等です。調査後、保健所が消毒を実施する範囲や濃厚接触者の特定をします。

#### (4) 事業所の消毒

保健所は事業所の管理者に対して消毒命令を行い、消毒は事業所側が実施します。

#### (5) 濃厚接触者の PCR 検査と健康観察

濃厚接触者は、患者との最終接触日から2週間、不要不急の外出や人と対面する仕事を控え、健康観察をします。また、保健所が指定した場所で、後日 PCR 検査を受けていただきます。



## 2. 保健所との連携

### <調査について>

従業員の方から感染の報告があったら、下記の準備を始めていただくと、その後の作業がスムーズに運びます。(2)、(3)により、保健所は濃厚接触者に該当する方を判断していきます。

**(1) 保健所との連絡窓口担当者を決めてください。**

**(2) 下記の資料について提出をお願いすることがありますので、心づもり（準備）をお願いします。**

- ①会社の概要がわかる資料（業態など、ホームページでも可）
- ②従業員リスト（氏名、生年月日、年齢、性別、部署、勤務フロア、症状の有無、住所、連絡先）
- ③シフト表や出勤簿
- ④フロア図（従業員の配席、従業員や外部の不特定多数の人がかかわる共用部分（喫煙所、食堂、休憩室、談話室など）が確認できるもの）
- ⑤ビルテナント一覧

**(3) 感染した従業員や同僚から、職場内での接触状況をあらかじめ聞く必要は、通常ありません。**

調査が必要な期間（何にち～何にちの行動を調査するのか）は、保健所が決定した後にご連絡します。対象となる期間によって、接触状況を調べる対象者も変わります。

決定前に聞き取りを始めると、本来必要のない期間の行動を聞き取ることになり、感染した従業員のプライバシーの侵害につながりかねませんので、ご注意ください。

### <消毒について>

保健所は、事業所の管理者に対して消毒命令を出します。下記の消毒方法に従い、事業所で消毒をしていただきます。保健所からの連絡を待たずに、必要に応じて消毒をしていただいても構いません。

#### 【消毒方法】

- ①消毒液 0.05%次亜塩素酸ナトリウム水溶液※<sup>1</sup>  
消毒用エタノール（濃度 70%～95%、手に入らない場合は 60%台でも可）等
- ②消毒方法 消毒液を浸した使い捨ての布等で拭き取る
- ③消毒場所 人がよく触るハイタッチエリア  
（例：机、ドアノブ、スイッチ、手すり、共用パソコンのキーボードなど）
- ④注意事項 消毒する際は、使い捨てマスク・使い捨て手袋・使い捨てガウン（なければゴミ袋などでも代用可）を着用した上で行うことを推奨

報道では、消毒業者による大々的な消毒場面が報じられることがありますが、国立感染症研究所は上記の消毒で十分であるとの見解を示しています。また、ウイルスは環境中 3 日程度で消えるといわれており、

感染した従業員の最終出勤日からしばらく経過している場合には、消毒自体が不要となる場合もあります。

※ 1 次亜塩素酸ナトリウム水溶液の作り方

厚生労働省・経済産業省・消費者庁リーフレット

「新型コロナウイルス対策『身のまわりを清潔にしましょう。』」参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000645359.pdf>



### <休業について>

通常、保健所から事業所等に対して休業要請をすることはありません。例外的に以下のような場合には、営業の自粛をお願いすることがあります。

- ①事業所内の汚染が高度で、消毒や除染が困難である場合。
- ②濃厚接触者にあたる従業員が健康診断（PCR 検査）や行動の差し控えに応じず、感染の拡大が懸念される場合。

（いずれの場合も、法的な強制力を伴う要請ではありません。）

### <情報公開について>

事業所内で新型コロナウイルス感染者が発生したことについて、事業所において公表することは義務付けられていません。ホームページ等で公表する場合は、個人のプライバシー保護に十分配慮してください。その際、公表時期及び内容について、事前に保健所と情報共有をお願いします。

## 3. 治療・療養について

### （1）入院・療養

感染した従業員は、保健所から指定された医療機関に入院となります。軽症や無症状の方は、宿泊療養施設（ホテル等）や自宅での療養となる場合もあります。

### （2）職場復帰

退院や宿泊療養施設の退所と同時に、就業制限は解除されます（自宅療養の方には、保健所から就業制限の解除日をお伝えします）。職場への復帰時期は、主治医からの指示や体調を確認して決定します。就労に支障のある症状がなければ、退院後すぐに復帰していただくことも可能です。

なお、入院や療養（宿泊・自宅）を終えた後 4 週間は、健康観察期間として一般的な衛生対策の徹底、検温など毎日の健康確認、咳や発熱などの症状があった場合の連絡を、保健所からお願いしています。

### （3）その他

・職場復帰前に、陰性化を確認する目的で行う PCR 検査は通常不要であり、保健所では実施していません。

- ・保健所では、職場復帰に当たり「陰性証明書」「治癒証明書」の発行は行っていません。
- ・従業員のほうが体調不良時に休みやすい環境整備や、かかりつけ医への受診を促していただきますようお願いいたします。

#### 4. 従業員が濃厚接触者と判断された場合

濃厚接触者とされた従業員には PCR 検査を受けていただくとともに、PCR 検査が陰性であったとしても、感染者との最終接触から 14 日間の自宅待機及び健康観察をお願いします。

##### <濃厚接触者とは>

濃厚接触者となるかどうかは、下記基準を元に保健所が総合的に判断・決定します。感染者が適切にマスクを使用できていた場合、周囲への感染リスクは非常に低減するとされており、濃厚接触者の人数を抑えることができますので、従業員の方のマスク着用をお願いします。

- ・患者と同居あるいは長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護していた者
- ・患者の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・手で触れることの出来る距離（目安として 1メートル）で、必要な感染予防策なしで患者と 15 分以上の接触があった者

##### <濃厚接触者の自宅待機及び健康観察>

最終接触から 14 日間の健康観察期間中においては、毎日の検温、健康状態のチェックとともに自宅待機をお願いします。不要不急の外出はできる限り控え、止むを得ず移動する際は、公共交通機関の利用は避けること、また外出時のマスク着用及び手指衛生などの感染予防策の徹底をお願いします。

##### 【問い合わせ先】

岡山市新型コロナウイルス保健・衛生対策本部

電話 (086)803-1360

FAX (086)803-1337

\* 2020 年 9 月 29 日時点の基準で作成しており、変更になる可能性があります。